

令和 3年 2月 15日

お客さま各位

西中国信用金庫

各種預金商品の新規お取扱いの終了に伴う「預金規定」の改正について

平素より 西中国信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年3月31日をもちまして、通帳式通知預金および定期積金の総合口座組入れの、新規お取扱いを中止させていただくことに伴い、関係預金規定を下記のとおり改正させていただきます。

なお、改正後の規定は、本改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

改正となる規定	<ul style="list-style-type: none">・通知預金規定・定期性総合口座取引規定
主な改正点	<ul style="list-style-type: none">・令和3年3月31日をもって、通帳式通知預金の新規お取扱いを終了するにあたり、「通帳式」に関する文言を削除しました。 「通知預金規定」・令和3年3月31日をもって、定期積金の総合口座組入れの新規お取扱いを終了するにあたり、「定期積金」に関する文言を削除しました。 「定期性総合口座取引規定」
改正箇所	<ul style="list-style-type: none">・別紙「改正箇所新旧対照表」をご参照ください。
規定改正日	<ul style="list-style-type: none">・令和3年4月1日（木）

以 上

通知預金取引規定 改正箇所新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. 預入れの金額 通知預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口 10,000円以上とします。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>12. 預金の解約等 (1)この預金口座を解約する場合には、所定の受取欄に届出の印章により記名押印して<u>証書</u>とともに当店に申出てください。 なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。 この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p>	<p>1. 預入れの金額 通知預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口 10,000円以上とします。 <u>通帳での預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。</u></p> <p>12. 預金の解約等 (1)この預金口座を解約する場合には、所定の受取欄または<u>当金庫所定の払戻請求書</u>に届出の印章により記名押印して<u>通帳等</u>とともに当店に申出てください。 なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。 この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p>

(注) _____～改正箇所

定期性総合口座取引規定 改正箇所新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. 総合口座取引 (1) 次の各取引は定期性総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>③第2号の定期預金を担保とする当座貸越</p> <p>2. 取扱店の範囲</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 預金の払戻し等 (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするとき、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>6. 当座貸越 (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、次の合計額とします。 この取引の定期預金の合計額の90%(円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額とします。</p> <p>7. 貸越金の担保 (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。 この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。</p> <p>(2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。</p>	<p>1. 総合口座取引 (1) 次の各取引は定期性総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。</p> <p>③定期積金 ④第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越</p> <p>2. 取扱店の範囲 (3) 定期積金は定期積金証書(通帳)記載の定期積金規定により取扱います。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 預金の払戻し等 (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続および定期積金の解約をするとき、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。 なお、定期積金を解約する場合は、定期積金副証も併せて提出してください。</p> <p>6. 当座貸越 (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。 ただし、当座貸越金をもって定期積金の掛金払込みは自動支払いしません。</p> <p>(2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、次の合計額とします。 この取引の定期預金および定期積金の合計額の90%(円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額とします。</p> <p>7. 貸越金の担保 (1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。 この取引の定期預金および定期積金払込金残高には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。</p> <p>(2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。</p>

改正後	改正前
<p>なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、当金庫所定の順序に従い担保とします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(3)①貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押えがあった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押えにかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。</p> <p>8. 貸越金利息等</p> <p>(1)①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。 この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。</p> <p>17. 解約等</p> <p>(1)この普通預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。</u> この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。 なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書(通帳)を発行します。</p>	<p>なお、貸越利率が同一となる定期預金および定期積金が数口ある場合には、当金庫所定の順序に従い担保とします。 <u>また、定期積金に対する質権設定手続は当金庫所定の方法によるものとします。</u></p> <p>(3)①貸越金の担保となっている定期預金および定期積金について解約または(仮)差押えがあった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押えにかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。</p> <p>8. 貸越金利息等</p> <p>(1)①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。 この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 <u>E. 定期積金を貸越金の担保とする場合、その定期積金ごとにその約定利率に年0.70%を加えた利率</u></p> <p>③この取引の定期預金の全額の解約、<u>定期積金の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も零</u>となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。</p> <p>17. 解約等</p> <p>(1)この普通預金口座を解約する場合には、<u>この通帳または定期積金副証および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u> この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。 なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、<u>別途に定期預金証書(通帳)を発行し、また定期積金の残高があるときは、別途に定期積金証書(通帳)を発行</u>します。</p>

(注) _____～改正箇所